



閣副会第1433号

令和5年12月5日

開示実施手数料過誤納金還付通知書

中山 理司 様

内閣官房副長官補

藤井 健志



令和5年9月1日付け行政文書の開示請求（請求する行政文書の名称等：特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律に関する以下の資料①内閣法制局に提出した逐条説明文書の最終版②国会答弁資料（第211回通常国会 4/5衆・内閣委、4/21参・本会議、4/25参・内閣委、4/27参・内閣委）③各省協議の資料④財務省及び総務省に対する税制改正要望に関する資料）（同月5日受付。補正期間：同月21日から同月26日まで。）について、令和5年11月10日付け閣副第738号行政文書開示決定等通知書（以下「本件通知書」という。）により開示決定を行い、令和5年11月15日付けで同決定に対する行政文書の開示の実施方法等申出書が提出されたため、同月21日付けでこれを受領するとともに、開示実施手数料として下記2の金額を収納しました。

このたび、下記4の理由により、既に収納した開示実施手数料のうち、下記の3に記載された額は過納となっていることから、還付することとなりましたので、通知します。

1. 還付対象となる行政文書開示決定の開示決定通知書の番号等

令和5年11月10日付け閣副第738号

2. 収納した金額

11,560円

3. 還付金額

600円

4. 還付する理由

本件通知書において、定められた算定方法に従って計算した基本額から900円を差し引いた額を開示実施手数料として通知すべきところ、誤って、基本額から300円を差し引いた額を支払う必要があると通知していたため、本来、基本額11,860円から900円を差し引いた10,960円をお支払いいただくべきところ、300円を差し引いた11,560円分の収入印紙を貼付いただいており、差額である600円が過納となるため。

5. 担当課等

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室

住所：〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

電話：03-5253-2111（内閣官房代表）

※同封の別紙「開示実施手数料還付請求書」に必要事項を記載の上、令和5年12月14日までに担当課まで送付してください。なお、御記入いただいた個人情報は、本還付手続に必要とされる事務のみに使用します。

令和5年12月7日

山中 理司 様

お世話になっております。

12月6日（水）にFAXにてお送りさせていただきました開示実施手数料過誤納金
還付通知書につき、通知書の原本（公印付）を送付いたします。原本送付に伴う還付
手続対応はございません。

過誤納金の振込予定は令和6年1月頃でございます。

何卒よろしくお願ひいたします。

【本件連絡先】

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局 松田

〒100-8968 東京都千代田区永田町

1丁目6番1号

電話 03-5253-2111（代表）